

不測時における食料安全保障に 関する検討会（第 5 回）

経済安全保障推進法の
サプライチェーン強靱化に関する取組について

令和 5 年 1 1 月 8 日

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）

「経済安全保障推進法」について

<法律名称>

経済施策を一体的に講ずることによる**安全保障**の確保の**推進**に関する法律

(令和4年5月成立・公布)

<第一条：目的>

この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、**安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大**していることに鑑み、

- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する**基本的な方針を策定**するとともに、
- 安全保障の確保に関する経済施策として、①**特定重要物資の安定的な供給の確保**及び②**特定社会基盤役務の安定的な提供の確保**に関する制度 並びに③**特定重要技術の開発支援**及び④**特許出願の非公開に関する制度**を創設すること

により、**安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進することを目的**とする。

経済安全保障推進法の全体像

(1) サプライチェーンの強靱化

国民の生存、国民生活・経済に大きな影響のある物資の安定供給の確保を図るため、特定重要物資の指定、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による取組等を措置。

特定重要物資の指定

事業者の計画認定・支援措置

政府による備蓄等の措置

(2) 基幹インフラの安全性・信頼性の確保

外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置。

対象事業等を法律・政省令で規定

事前届出・審査

勧告・命令

(3) 先端的な重要技術の開発支援

先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民伴走支援のための協議会設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置。

国による支援

官民パートナーシップ（協議会）

調査研究業務の委託（シンクタンク）

(4) 特許出願の非公開

安全保障上機微な発明の特許出願について、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全指定をして公開を留保する仕組み、外国出願制限等を措置。

技術分野等によるスクリーニング

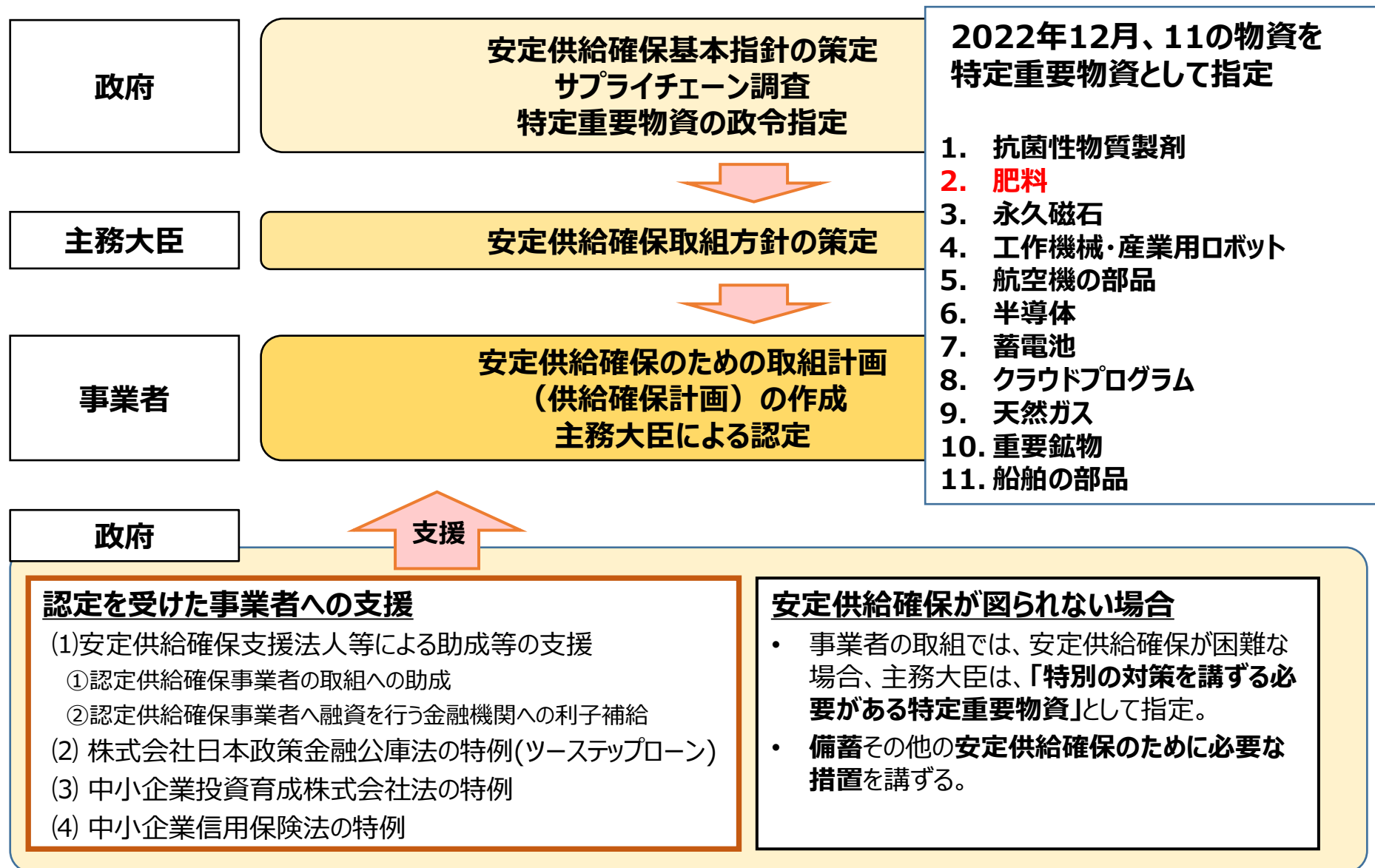
保全審査

保全指定

外国出願制限

補償

サプライチェーン強靱化に関する制度の概要



特定重要物資の指定要件

➤ 以下の4要件を全て満たす、特に安定供給確保を図るべき**重要な物資**に絞り込んで適切に指定する。

要件1	国民の生存に 必要不可欠 又は 広く国民生活又は経済活動が 依拠	国民の生存に直接的な影響が生じる物資をいう。 国民の大多数に普及していたり、様々な産業に組み込まれていたりして、 経済合理的な観点からの代替品がない 物資をいう。
要件2	外部に過度に依存 又は 外部に過度に依存するおそれ	供給が特定少数国・地域に偏っており、供給途絶等が発生した場合に 甚大な影響 が生じ得る物資をいう。 社会経済構造の変化や技術革新の動向（メガトレンド）等を踏まえ、我が国が措置を講じなければ 将来的な外部依存のリスクの蓋然性が認められる 物資をいう。
要件3	外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性	外部から行われる行為により供給途絶等が発生 し、国民の生存や国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす可能性を評価し、その 蓋然性が認められる こと。
要件4	本制度による措置の必要性	要件1～3に加え、 本制度による施策が特に必要と認められる場合 に指定を行う。 ① 他制度による措置が既に講じられている場合 には、 本制度により措置を講ずる必要性は小さい と判断される。 ② 措置を講ずる優先度が高く、特にその必要性が認められる場合 としては、例えば、次に掲げる場合が考えられる。 ✓ 国民の生存に必要不可欠な物資又は基幹的な役割を果たすインフラ機能の維持に与える影響が顕著と考えられる物資のうち、例えば、 近年、供給途絶等が発生した実績がある、供給途絶等のリスクが高まる傾向がみられる など、 早急に措置を講ずる必要 がある場合 ✓ 中長期的な社会経済構造の変化や技術革新の動向（メガトレンド）を踏まえ将来にわたって 重要性や成長性が見込まれる 場合や、 我が国及び諸外国・地域における産業戦略や科学技術戦略での位置づけ 等を総合的に勘案し、例えば、近年、国際環境の変化等を受け、諸外国・地域で物資の囲い込みが行われるリスクが高まっている、集中的な支援が検討されているなど、 早急に措置を講ずる必要 がある場合

➤ 指定にあたっては、**支援が効果的に実施**できるかどうかといった観点に留意。

➤ **解除の考え方**

安定供給確保のための措置を講ずる必要が小さくなったと考えられる特定重要物資について、将来の社会経済情勢や国際情勢等を見据えて**慎重に検討した上で、指定を解除**するものとする。

サプライチェーン強靱化の取組に関する進捗について

2022年

9月30日 **安定供給確保基本指針 閣議決定**

12月2日 **令和4年度第2次補正予算成立**

(サプライチェーン強靱化に要する経費として物資所管省庁に措置された総額：1兆358億円)

12月20日 **特定重要物資の指定等に関する政令 閣議決定（12月23日施行）**

（抗菌性物質製剤、**肥料**、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、天然ガス、重要鉱物、船舶の部品）

12月28日 農水省（肥料）・国交省（船舶の部品） **安定供給確保取組方針 策定**

2023年

1月19日 厚労省（抗菌薬）・経産省（8物資） **安定供給確保取組方針 策定**

4月14日 **供給確保計画の認定第1弾（事業者：東京大学(クラウドプログラムへの支援)）**

※ 計画認定後、当該認定を受けた事業者による支援法人／独立行政法人等への支援申請を経て、順次、支援が開始される。

7月28日 **肥料分野での供給確保計画（5件・下表参照）を認定**

～11月2日までで**総計65件の供給確保計画を認定**

認定供給確保事業者名		安定供給確保を図ろうとする特定重要物資
1	中部飼料株式会社	りん酸アンモニウム
2	ホクレン肥料株式会社	りん酸アンモニウム及び塩化カリウム
3	株式会社ハイポネックスジャパン	りん酸アンモニウム
4	三菱商事アグリサービス株式会社	りん酸アンモニウム及び塩化カリウム
5	全国農業協同組合連合会	りん酸アンモニウム及び塩化カリウム

サプライチェーン強靱化の取組について

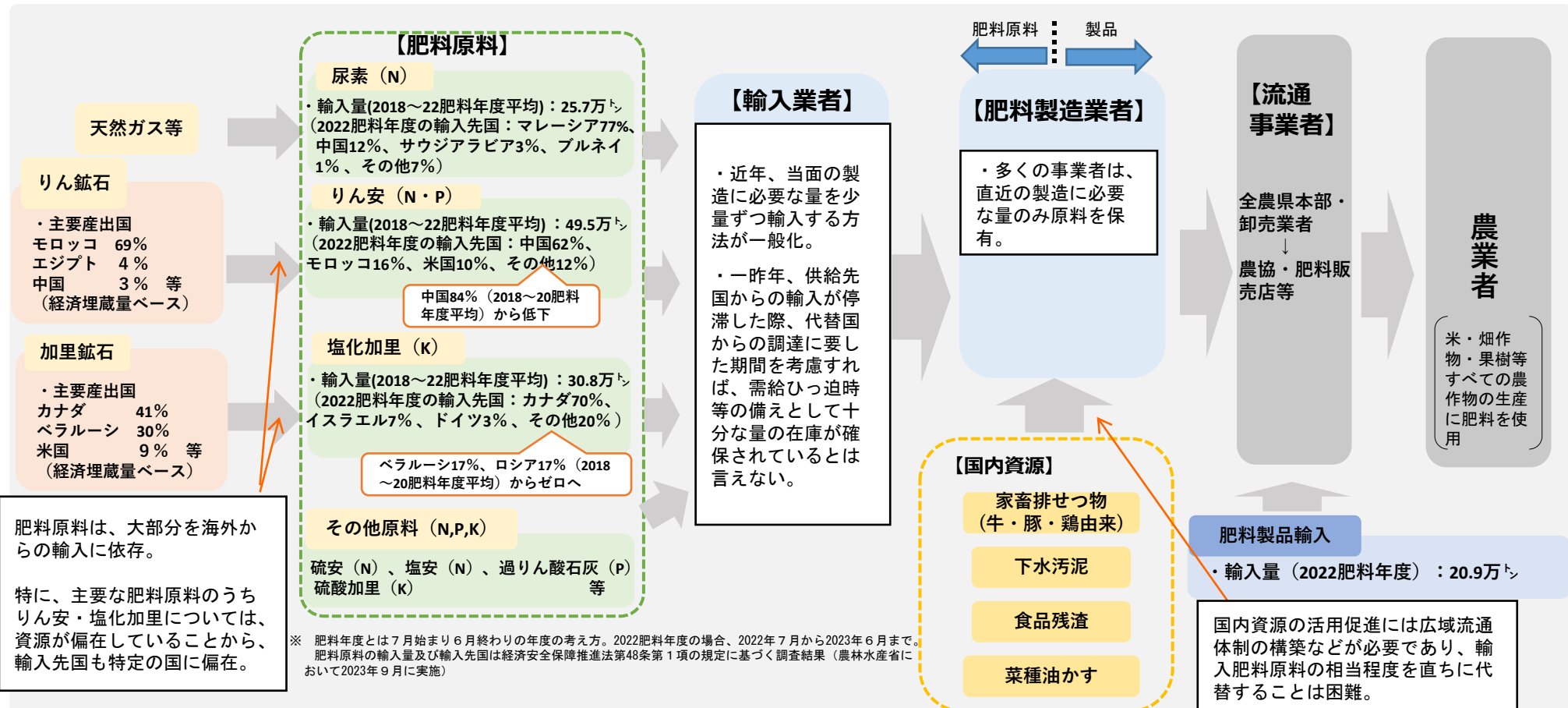
- 政府は、**令和4年12月に特定重要物資として11物資を指定**
- **物資所管大臣は**、策定した**安定供給確保取組方針等**に基づき、供給確保計画を認定し、安定供給確保支援法人・安定供給確保支援独立行政法人を通じて**認定供給確保事業者の取組を支援（助成金等、総額1兆358億円（令和4年度第2次補正予算））**
- これまでに**65件の供給確保計画を認定**（令和5年11月2日時点）
- **サプライチェーンの更なる強靱化に向け**、政府において対応を**検討中**

特定重要物資（11物資）の主な支援措置の内容及び認定済計画数 （2023年11月2日時点）

抗菌性物質製剤(厚労) (2件認定)	半導体(経産) (16件認定)	工作機械・産業用ロボット(経産) (5件認定)
βラクタム系抗菌薬 ・ 原材料及び原薬の生産基盤強化、備蓄	従来型半導体、半導体製造装置、半導体部素材、半導体原料（黄リン、ヘリウム、希ガス、蛍石等） ・ 生産基盤強化、原料の供給基盤強化	CNC、サーボ機構、CNCシステム、減速機、PLC ・ 生産基盤強化、研究開発
肥料(農水)(5件認定)	蓄電池(経産)(15件認定)	船舶の部品(国交)(8件認定)
リン酸アンモニウム、塩化カリウム ・ 備蓄	蓄電池・蓄電池部素材 ・ 生産基盤強化、技術開発	エンジン・クランクシャフト、ソナー、プロペラ ・ 生産基盤強化
永久磁石(経産)(1件認定)	クラウドプログラム(経産)(4件認定)	航空機の部品(経産) (9件認定)
ネオジム磁石、サマリウムコバルト磁石、省レアアース磁石 ・ 生産基盤強化、技術開発等	基盤クラウドプログラム、高度な電子計算機 ・ プログラム開発・開発に必要な利用環境の整備	大型鍛造品と原材料（チタン合金、ニッケル合金）、CMCと原材料（SiC繊維）、CFRP原材料（炭素繊維） ・ 大型鍛造品の生産基盤強化 ・ CMCの量産化に向けた研究開発・設備投資 ・ 炭素繊維の生産基盤強化
重要鉱物(経産)	天然ガス(経産)	
マンガン、ニッケル、コバルト、リチウム、グラファイト、レアアース ・ 探鉱、鉱山開発、精錬能力強化、技術開発	天然ガス ・ 戦略的余剰液化天然ガスの確保	

肥料のサプライチェーン上の課題及び取組の方向性

- **肥料原料は大部分を海外に依存**。近年は当面の製造に必要な量を少量ずつ輸入する方法が一般化しており、国内に一定の在庫は存在するものの、これまでの供給途絶の状況を踏まえると十分ではなく、既存倉庫の保管容量も不足。
- 以上の状況に鑑み、供給途絶が起きた場合にあっては、**肥料生産を継続するために十分な水準の肥料原料を備蓄するための環境整備を実施**。**2027年度までに原料の需給のひっ迫が生じた場合にあっては、肥料の国内生産を継続し得る体制を構築し、肥料の安定供給を確保**する目標としている。
- 2022肥料年度（2022年7月から2023年6月）においては肥料原料の輸入先国の多角化が進んでいる状況。
- 目標達成のため、事業者の募集・認定を進めており、**引き続き認定した事業者の取組を支援**する。



肥料（「取組方針」）

安定供給確保取組方針

現状認識・目標

● SCの構造・課題：

肥料の原料は、資源が特定の地域に偏在しており、そのほとんどの供給を輸入に依存。世界的な穀物需要の増加や紛争の発生等の国際情勢の変化により、原料の供給途絶リスクが顕在化。

● 安定供給確保に関する目標：

2023年から、保管施設の整備を含め、主要な肥料原料であるりん安・塩化加里について備蓄の強化を進める。これにより、2027年度までに、原料の需給のひっ迫が生じた場合にあっては、肥料の国内生産を継続し得る体制を構築し、肥料の安定供給を確保する。

安定供給確保に向けた施策

（取組）肥料製造事業者等による肥料原料の備蓄の取組

➡ 目標：2023年から、りん安・塩化加里について、保管施設の整備を進めるとともに原料備蓄水準を高め、2027年度までに、年間需要量の3か月分相当の備蓄を目指す。

肥料原料の需給のひっ迫時には農林水産省の要請又は承認を得た範囲において備蓄を放出又は活用。

● 関連する戦略

・みどりの食料システム戦略（2021.5）

- ・2050年までに、化学肥料の使用量を30%低減
- ・上記目標の中間目標として、2030年までに化学肥料の使用量を20%低減

● その他の枠組による取組

堆肥、下水汚泥資源等の国内資源の利用拡大

化学肥料の使用量低減の取組

化学肥料の使用量低減の取組を行う農業者に対する肥料価格高騰への支援

資源外交をはじめとした原料供給国への安定供給に向けた働きかけ
りん安供給国であるモロッコへの副大臣の訪問（R4.5）
塩化加里供給国であるカナダへの副大臣の訪問（R4.6）